

第17期定時株主総会継続会の招集に際しての 電子提供措置事項

- 連結計算書類
連結持分変動計算書
連結注記表
- 計算書類
株主資本等変動計算書
個別注記表
- 連結計算書類に係る会計監査報告
- 計算書類に係る会計監査報告
- 監査役会の監査報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

株式会社 **エイチワン**

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただく電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

連結持分変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素			
					確定給付制度 の再測定	資本性金融 商品の公正 価値測定	在外営業 活動体の 換算差額	合計
期首残高	4,366	12,911	47,584	△209	△404	910	7,760	8,265
当期損失			△6,993					
その他の包括利益					1,208	42	2,227	3,477
当期包括利益合計	—	—	△6,993	—	1,208	42	2,227	3,477
配当金			△703					
自己株式の取得				△129				
自己株式の処分				11				
所有者との取引額合計	—	—	△703	△118	—	—	—	—
期末残高	4,366	12,911	39,888	△327	803	952	9,987	11,743

	親会社の所有者 に帰属する 持分合計	非支配持分	資本合計
期首残高	72,919	2,686	75,606
当期損失	△6,993	△3,394	△10,387
その他の包括利益	3,477	1,047	4,524
当期包括利益合計	△3,515	△2,347	△5,863
配当金	△703	△2	△705
自己株式の取得	△129		△129
自己株式の処分	11		11
所有者との取引額合計	△821	△2	△823
期末残高	68,582	336	68,919

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- (1) 連結計算書類の作成基準
当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準(以下、「IFRS」)に準拠して作成しております。
なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数	14社
連結子会社の名称	ケー・ティ・エイチ・パーツインダストリーズ・インコーポレーテッド カライダ・マニファクチャリング・インコーポレーテッド ケー・ティ・エイチ・リーズバーク・プロダクツ・リミテッド・ライアビリティ・カンパニー ケー・ティ・エイチ・シェルパーン・マニファクチャリング・インコーポレーテッド 広州愛機汽車配件有限公司 清遠愛機汽車配件有限公司 武漢愛機汽車配件有限公司 肇慶愛機汽車配件有限公司 武漢愛機新能源汽车有限公司 エイチワン・パーツ(タイランド)カンパニー・リミテッド エイチワン・パーツ・シラチャ・カンパニー・リミテッド エイチワン・インドア・プライベート・リミテッド ピー・ティ・エイチワン・コウギ・プリマ・オート・テクノロジーズ・インドネシア ピー・ティ・ロダ・プリマ・オート・テクノロジーズ・インドネシア

上記のうち、武漢愛機新能源汽车有限公司は、2022年9月に、武漢愛機汽車配件有限公司及び広州愛機汽車配件有限公司の子会社として新規設立されました。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

持分法を適用した関連会社の数	3社
会社の名称	ジーワン・オート・パーツ・デ・メキシコ・エス・エー・デ・シー・ブイ シー・エヌ・シー・ディーテックス・カンパニー・リミテッド 東風愛機汽車プレス部品有限公司

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 金融商品の当初認識及び測定

当社グループは、営業債権については発生時に認識し、発行した負債証券については発行日に認識しております。それ以外の金融商品については契約条項の当事者となった日、すなわち取引日に、金融資産又は金融負債を連結財政状態計算書に認識しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債は当初認識する時点でそれを公正価値で、純損益を通じて公正価値で測定しない金融資産又は金融負債は、金融資産又は金融負債の取得又は発行に直接帰属する取引費用を公正価値に加算又は減算して算定しております。

ロ. 金融資産の当初認識後の測定(ヘッジ対象として指定した金融資産、減損を除く)

金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定する場合を除き、金融資産の管理に関する企業の事業モデル及び金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に基づいて、事後的に償却原価で測定するもの又は公正価値で測定するもののいずれかに分類しております。

a. 償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定しております。

- (a) 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- (b) 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

当社グループの償却原価で測定する金融資産には営業債権等があります。

b. 公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定する場合又はaに記載した条件を満たさない場合は、公正価値で測定し、公正価値の変動は純損益で認識しております。なお、売買目的ではない資本性金融商品への投資の公正価値の事後的な変動を、その他の包括利益(資本性金融商品の公正価値測定)に表示するという取消不能の選択をする場合があります。この場合、当該投資からの配当の支払を受ける権利が確定した時点で、配当を純損益に認識しております。

当社グループにおいて、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産としてはデリバティブ金融資産が、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産としては資本性金融商品が存在しております。

ハ. 金融資産等の減損

償却原価で測定される金融資産等に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を12か月の予想信用損失と同額で測定しております。一方で、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

ただし、営業債権等については常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

金融商品の予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積ります。

- a. 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- b. 貨幣の時間価値
- c. 報告日時点で過大なコスト又は労力なしに利用可能である、過去の事象、現在の状況並びに将来の経済状況の予測についての合理的で裏付け可能な情報

当該測定に係る金額は、純損益で認識しております。

予想信用損失計上後に予想信用損失を減額する事象が発生した場合は、予想信用損失の減少額を純損益として戻入れております。

二. 金融資産の認識の中止

当社グループは、次のいずれかの場合に金融資産の認識の中止を行っております。

- a. 当該金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合
- b. 金融資産を譲渡し、その譲渡が当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転している場合
- 当社グループが、譲渡資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを保持しているために、譲渡が認識の中止とならない場合には、その譲渡資産全体の認識を継続し、受取った対価について金融負債を認識しております。その後の期間においては、譲渡資産に関する収益と金融負債に発生する費用をすべて認識しております。

ホ. 棚卸資産

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額とのいずれか低い額により測定しております。棚卸資産の原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他の原価のすべてを含めております。加工費には、生産設備の正常生産能力に基づく固定製造間接費を含んでおり、原価の配分方法は、製品、仕掛品及び原材料については、主として移動平均法、貯蔵品については、先入先出法に基づいております。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積原価から完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額であります。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(使用权資産を除く)

有形固定資産の取得原価から残存価額を控除した償却可能額を耐用年数にわたって、主として定額法により規則的に償却しております。耐用年数は次のとおりであります。

なお、見積耐用年数、減価償却方法及び残存価額は、期末日に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって調整しております。

種別	耐用年数
建物	10～50年
構築物	10～20年
機械装置	5～20年
工具、器具及び備品	2～10年

ロ. 無形資産(使用权資産を除く)

a. のれん

のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんは償却を行わず、事業を行う地域及び事業の種類に基づいて識別された資金生成単位に配分し、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後戻入れを行いません。

b. その他の無形資産

無形資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識に際し取得原価で測定しております。なお、製品の開発に関する支出については、資産化の要件を満たす開発費用を除き、その支出額はすべて発生した期の費用として計上しております。有限の耐用年数を有する無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却し、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております。有限の耐用年数を有する無形資産の見積耐用年数及び償却方法は、期末日に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

有限の耐用年数を有する無形資産の主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア … 5年
- ・顧客関連資産 … 9年

ハ. リース

a. 借手としてのリース

当社グループでは、リース契約開始時に、その契約がリースであるか、または契約にリースが含まれているか否かについては、契約の実質に基づき判断しております。契約の履行が、特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約の場合、当該資産はリースの対象となります。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び少額資産のリースについて、使用权資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。

契約がリースまたはリースが含まれている場合、リース負債の当初測定金額に当初直接コスト等を加減した金額で使用权資産を当初認識しております。リース負債は、契約開始時に同日現在で支払われていないリース料の現在価値で当初認識しております。

使用权資産は、契約開始時から使用权資産の耐用年数の終了時またはリース期間の終了時のいずれか早い方までの期間にわたって定額法で減価償却を行っております。

b. 貸手としてのリース

ファイナンス・リース(貸手)については、リース投資未回収額を連結財政状態計算書にその他の金融資産として計上しております。未稼得金融収益はリース期間にわたり純投資額に対して一定率で配分し、その帰属する期間に金融収益として認識しております。また、金融収益は連結損益計算書で認識しております。なお、製造業者又は販売業者としての貸手となる場合、ファイナンス・リースに係る収益は、物品販売と同様に会計処理しております。

オペレーティング・リース(貸手)については、受取リース料をリース期間にわたって定額で収益として認識しております。

③ 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及び当該負債に固有のリスクを反映した割引前の割引率を用いて現在価値に割引しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは純損益として認識しております。

④ 従業員給付に係る会計処理の方法

1. 退職給付

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び非積立型の退職一時金制度を、当社及び一部の海外連結子会社は確定給付型の制度を設けております。また、一部の海外連結子会社は、確定拠出型の年金制度を設けております。

a. 確定給付制度

確定給付制度債務の現在価値と制度資産の公正価値との純額を負債又は資産として認識しております。確定給付債務の現在価値及び関連する費用は、原則として、予測単位積増方式を用いて算定しております。確定給付債務の現在価値を算出するために使用する割引率は、原則として、優良社債の市場利回りを参照して決定しております。

数理計算上の差異については、連結包括利益計算書におけるその他の包括利益として認識しております。

b. 確定拠出制度

確定拠出型の退職給付に係る要拠出額を当期の費用として認識しております。

ロ. 短期従業員給付

短期従業員給付は、関連する勤務が提供された時点で純損益として計上しております。

賞与及び有給休暇費用は、当社グループがそれを支払う現在の法的又は推定的債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に制度に基づいて支払われると見積った額を負債として認識しております。

⑤ 収益認識

当社グループは、顧客との契約について、以下の5つのステップに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務が充足されたときに（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、主に自動車部品の製造販売を行っており、このような製品販売については、製品の引渡時点又は船積み時点において当該製品に対する支配が顧客に移転し、当社グループの履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点又は船積み時点をもって顧客との契約において約束された対価に、値引及び割戻を考慮した金額で収益を認識しております。自動車部品に関連するサービスの提供によるロイヤリティについては、算定基礎となる売上が発生した時点で収益を認識しております。

⑥ 外貨換算

当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円で表示しております。また、グループ内の各企業はそれぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。外貨建取引は、取引日における直物為替相場又はそれに近似するレートにより機能通貨に換算しております。外貨建の貨幣性資産及び負債は、期末日の直物為替相場により機能通貨に換算しております。当該換算及び決済により生じる換算差額は損益として認識しております。在外営業活動体の資産及び負債は期末日の直物為替相場により、収益及び費用は期中平均為替レートにより、それぞれ円貨に換算しており、その換算差額はその他の包括利益として認識しております。在外営業活動体が処分された場合には、当該営業活動体に関連する累積換算差額を処分した期の損益として認識しております。

⑦ 新規もしくは改訂された基準及び解釈指針

当社グループは、当連結会計年度より「国際的な税制改革－第2の柱モデルルール」(IAS第12号「法人所得税」の改訂)を適用しております。

本改訂は、OECDによるBEPSの第2の柱GloBE(グローバル・ミニマム課税)ルールを導入するために制定された又は実質的に制定された税法から生じる法人所得税にIAS第12号が適用されることを明確化しました。しかし、企業に対し、グローバル・ミニマム課税ルールから生じる法人所得税に関する繰延税金資産及び負債を認識及び開示しないことを要求する一時的な例外措置を定めています。

当社グループは、IAS第12号で定められる例外措置を適用し、グローバル・ミニマム課税ルールから生じる法人所得税に関する繰延税金資産及び負債について認識及び開示を行っておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

(1) 有形固定資産及び無形資産の減損

当社グループは、有形固定資産及び無形資産が減損している可能性を示す兆候がある場合には減損テストを実施しております。また、のれんについては、毎年及び減損の兆候が存在する場合にはその都度減損テストを実施しております。

減損テストは、資産グループの帳簿価額と回収可能価額を比較することにより実施し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には減損損失を計上しております。

回収可能価額の算定にあたっては、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額で見積っております。このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、将来の不確実な経済状況の変動の結果によって実際の結果と異なる可能性があります。

なお、当連結会計年度において、連結財政状態計算書に計上されている有形固定資産82,851百万円及び無形資産1,099百万円のうち、北米セグメントにおける有形固定資産及び無形資産14,369百万円の一部について、収益性の低下などの減損の兆候が認められたため、連結損益計算書の「その他の費用」に8,481百万円を減損損失として計上いたしました。

アメリカ・アラバマ州においては回収可能価額を処分コスト控除後の公正価値により測定し、公正価値はマーケットアプローチ等複数の評価技法に基づき算定しており、ヒエラルキーレベル3に区分しております。また、アメリカ・オハイオ州及びカナダ・オンタリオ州においては回収可能価額を使用価値により測定し、使用価値は、主力得意先の5年間の将来生産計画及び利益率の見積りを基礎とした将来キャッシュ・フロー及び5年間を超える期間について将来の不確実性を考慮した成長率に基づき算定した将来キャッシュ・フローと、一定の割引率に基づき算定しています。使用価値の見積りにおける主要な仮定は、車種ごとの自動車部品の販売見込数量及び販売単価、利益率、5年間を超える期間における成長率、耐用年数終了時の資産処分に伴う正味キャッシュ・フローの基礎となる有形固定資産の鑑定評価額、並びに割引率です。

また、日本セグメントの量産事業に属する有形固定資産及び無形資産16,931百万円において減損の兆候があるものと判断し、減損損失計上可否の検討を行いました。当該資金生成単位から得られる使用価値がその帳簿価額を上回っていたため当連結会計年度において減損損失を認識しておりません。使用価値は5年間の事業計画及び事業計画が策定されている期間を超える期間について将来の不確実性を考慮した成長率を用いて算定した将来キャッシュ・フローと、一定の割引率に基づき算定しています。事業計画における主要な仮定は、車種ごとの自動車部品の販売見込数量及び販売単価・製造単価の見積りであり、また、事業計画が策定されている期間を超える期間における成長率、及び割引率も主要な仮定となります。

なお、主要な仮定である車種ごとの自動車部品の販売見込数量等の仮定は不確実性を伴うため、今後の経過によっては将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 退職給付

当社グループは、従業員及び退職者に対して確定給付型及び確定拠出型の退職給付制度を有しております。確定給付制度債務の現在価値、勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定しております。数理計算上の仮定には、割引率、将来の給与支給、制度からの将来の脱退者、加入者の平均余命など、様々な要素の見積りをしております。このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、将来の不確実な経済状況の変動の結果や関連法令の改正・公布によって実際の結果と異なる可能性があります。

なお、当連結会計年度において連結財政状態計算書に退職給付に係る資産を2,555百万円及び退職給付に係る負債を4,701百万円計上しております。

(3) 繰延税金資産

繰延税金資産は、将来減算一時差異等を使用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、事業計画に基づき課税所得の発生時期及び金額を見積っております。このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、将来の不確実な経済状況の変動等の結果によって実際の結果と異なる可能性があります。

なお、当連結会計年度において連結財政状態計算書に繰延税金資産を767百万円計上しております。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

- (1) 資産から直接控除した貸倒引当金
営業債権及びその他の債権 $\Delta 3$ 百万円
その他の金融資産 $\Delta 10$ 百万円
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 283,017百万円

4. 連結持分変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	28,392千株	-	-	28,392千株

- (2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	279千株	199千株	$\Delta 15$ 千株	463千株

- (注) 1. 増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

株式給付信託(BBT)制度による当社株式の取得による増加 199千株
単元未満株式の買取りによる増加 0千株

2. 減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

株式給付信託(BBT)制度による当社株式の給付による減少 $\Delta 15$ 千株

3. 当連結会計年度末の自己株式数には、株式給付信託(BBT)制度に関する株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式462千株が含まれております。

- (3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

- イ. 2022年6月29日開催の第16期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 340百万円
- ・1株当たり配当金額 12円00銭
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月30日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(BBT)制度に関する株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金3百万円を含んでおります。

- ロ. 2022年11月8日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 369百万円
- ・1株当たり配当金額 13円00銭
- ・基準日 2022年9月30日
- ・効力発生日 2022年12月5日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(BBT)制度に関する株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金3百万円を含んでおります。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2023年6月28日開催の第17期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・ 配当の原資	利益剰余金
・ 配当金の総額	198百万円
・ 1株当たり配当金額	7円00銭
・ 基準日	2023年3月31日
・ 効力発生日	2023年6月29日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(BBT)制度に関する株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金3百万円を含んでおります。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に自動車部品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を調達(主に銀行借入れ)しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入れにより調達しております。為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するため、デリバティブ契約を締結しておりますが、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及びその他の債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当連結会計年度末における営業債権のうち約75%が特定の大口顧客に対するものです。また、外貨建売掛金があり、為替リスクに晒されております。保有する資本性金融商品は、取引関係の安定及び営業活動の推進等を目的とする業務に関連する株式であります。

営業債務である買掛金は、大半が1年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース負債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。借入金については、変動金利のものが金利変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について開発営業本部、経営企画室及び経理部が連携して主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、カウンターパーティーリスクを軽減するために、取引相手先を高格付を有する大手金融機関に限定していることから信用リスクはほとんどないと認識しております。

また、期末日の信用リスク(保証債務を除く)に対する最大エクスポージャーは、金融資産の帳簿価額と一致しております。なお、大口顧客を含めた当社グループの顧客は、上場会社及びその関係会社が約90%を占めているため、信用リスクは限定的であります。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクに備え、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、十分な手許流動性を維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

ハ. 為替変動リスク

当社グループは、海外で事業活動を展開していることから、機能通貨以外の通貨で実施する取引から発生する為替変動リスクに晒されております。

二. 金利変動リスク

当社グループでは、固定金利での借入れを主にすることで金利上昇リスクの軽減を図っておりますが、変動金利の有利子負債は金利変動のリスクに晒されております。このうち一部のものについては、金利変動リスクを回避するために金利スワップ取引を行っております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

① 金融資産及び金融負債の公正価値と帳簿価額の比較

2023年3月31日における金融資産及び金融負債の公正価値と帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2023年3月31日)	
	帳簿 価額	公正 価値
償却原価で測定する金融資産		
営業債権及びその他の債権	43,679	43,679
リース債権	2,611	2,611
その他	1,530	1,530
貸倒引当金	△10	△10
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する金融資産		
資本性金融商品	4,813	4,813
金融資産合計	52,623	52,623
償却原価で測定する金融負債		
営業債務	30,282	30,282
借入金	65,469	65,483
未払金	3,929	3,929
リース負債	1,498	1,498
その他	149	149
金融負債合計	101,329	101,344

(注) 償却原価で測定する金融資産及び償却原価で測定する金融負債の公正価値のヒエラルキーは、レベル2であります。

② 公正価値の算定方法

公正価値の算定方法は、以下のとおりであります。

イ. 金融資産

- ・営業債権及びその他の債権

これらは短期で決済されるため、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額によっております。

- ・リース債権

一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値に基づいて算定しております。

- ・資本性金融商品

上場株式の公正価値については期末日の市場の終値を使用しております。

ロ. 金融負債

- ・営業債務、未払金

これらはすべて短期で決済されるため、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額によっております。

- ・借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

- ・リース負債

新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(3) 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

公正価値で算定する金融商品は、その測定のために使われるインプット情報における外部からの観察可能性に応じて、次の3つのレベルに区分しております。

- ・レベル1：同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)市場価格により測定した公正価値
- ・レベル2：レベル1以外の直接または間接的に観察可能な指標を用いて測定した公正価値
- ・レベル3：重要な観察可能でない指標を用いて測定した公正価値

公正価値で測定される金融資産に係る当連結会計年度における公正価値のレベル別内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

項目	合計	当連結会計年度末日現在の公正価値測定 (2023年3月31日)		
		(レベル1) 活発な市場に おける同一資産の 相場価格	(レベル2) 重要な他の観察 可能なインプット	(レベル3) 重要な観察可能 でないインプット
金融資産				
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産				
資本性金融商品	4,813	4,813	—	0
金融資産合計	4,813	4,813	—	0

(注) 各レベル間の振替はありません。

6. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

当社グループは、主に自動車部品の製造販売を行っており、このような製品販売については、製品の引渡時点又は船積み時点において当該製品に対する支配が顧客に移転し、当社グループの履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点又は船積み時点をもって顧客との契約において約束された対価に、値引及び割戻を考慮した金額で収益を認識しております。対価については、履行義務の充足時点から概ね3か月以内に支払いを受けております。

自動車部品に関連するサービスの提供によるロイヤリティについては、算定基礎となる売上が発生した時点で収益を認識しております。対価については、履行義務の充足時点から概ね3か月以内に支払いを受けております。

顧客との契約から認識した売上収益の分解は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント				連結
	日本	北米	中国	アジア・大洋州	
売上収益					
商品及び製品	41,181	98,866	56,629	28,432	225,109
サービスの提供等	18				18
ロイヤリティ	383				383
計	41,583	98,866	56,629	28,432	225,511

(注) 商品及び製品には、IFRS第16号に基づくリースから生じる売上収益9,567百万円が含まれております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5)⑤ 収益認識」に記載のとおりであります。

(3) 収益の金額を理解するための情報

① 契約残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権	41,884百万円
契約負債	1,171百万円

(注) 1. 連結財政状態計算書において、顧客との契約から生じた債権は営業債権及びその他の債権に、契約負債はその他の流動負債にそれぞれ含まれております。

2. 当連結会計年度に認識された収益について、期首時点で契約負債に含まれていた金額は731百万円であります。

3. 過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 2,455円61銭 |
| (2) 基本的1株当たり当期損失 | △249円25銭 |
| (3) 希薄化後1株当たり当期損失 | △249円25銭 |

- (注) 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分の算定に用いた当連結会計年度末の普通株式及び基本的1株当たり当期損失の算定に用いた普通株式の期中平均株式数については、株式給付信託(BBT)制度に関する株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式(当連結会計年度末462千株、期中平均株式数334千株)を控除しております。
2. 株式給付信託(BBT)は1株当たり当期損失を減少させるため、潜在株式は希薄化効果を有しておりません。

8. 減損損失に関する注記

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

報告セグメント	資金生成単位	用途	種類	金額
北米	アメリカ アラバマ州	事業用資産	機械及び装置	213
	アメリカ オハイオ州及びカナダ オンタリオ州	事業用資産	建物、機械及び装置	8,268
合計				8,481

当社グループは、事業用資産については、管理会計の単位を基礎として、遊休資産については、個別物件ごとに資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、当社の北米セグメントの連結子会社4社に係る事業用資産の一部について、収益性の低下などの減損の兆候が認められ、今後の見通しを精査した結果、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、この減少額の8,481百万円を減損損失として連結損益計算書の「その他の費用」に計上いたしました。

アメリカ アラバマ州においては、回収可能価額は処分コスト控除後の公正価値により測定しております。また、この公正価値はマーケットアプローチ等複数の評価技法によっており、ヒエラルキーレベル3に区分しております。なお、回収可能価額は2,565百万円と評価しております。

アメリカ オハイオ州及びカナダ オンタリオ州においては、回収可能価額は使用価値に基づき、2023年3月31日現在で評価しております。その結果、回収可能価額は11,968百万円と評価しております。

9. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金					利益剰余金				利益剰余金計
		資本準備金	資本剰余金	その他剰余金	資本剰余金	資本剰余金	利益剰余金	利益剰余金	利益剰余金	利益剰余金	
当期首残高	4,366	13,363	95	13,459	261	1,436	11,221	12,371	25,290		
当期変動額											
剰余金の配当								△703	△703		
当期純損失								△9,257	△9,257		
自己株式の取得											
自己株式の処分											
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	△9,960	△9,960		
当期末残高	4,366	13,363	95	13,459	261	1,436	11,221	2,411	15,329		

	株主資本		評価・換算差額等	純資産計
	自己株式	株主資本計	その他有価証券評価差額	
当期首残高	△209	42,907	910	43,817
当期変動額				
剰余金の配当		△703		△703
当期純損失		△9,257		△9,257
自己株式の取得	△129	△129		△129
自己株式の処分	11	11		11
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			42	42
当期変動額合計	△118	△10,078	42	△10,036
当期末残高	△327	32,828	952	33,781

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

② 棚卸資産

イ. 製品、仕掛品及び原材料……主として移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

ロ. 貯蔵品……最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

② 無形固定資産……定額法を採用しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込

(リース資産を除く) 利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・

リース取引に係るリース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与に充てるため、翌事業年度支払予定額のうち当事業年度に属する支給対象期間に見合う金額を計上しております。

③ 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法……退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務

費用の費用処理方法……2008年10月に退職金規程を改定したことに伴い発生した過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による按分額をそれぞれ発生時の翌事業年度より費用処理しております。

④ 役員株式給付引当金……取締役等に対し、信託を通じて自社の株式等を交付する株式報酬制度により、当事業年度末において対象者に付与されているポイントを基礎とした当社株式等の給付見込額を計上しております。

(4) 収益認識

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号)を適用しており、顧客との契約について、以下の5つのステップに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務が充足されたときに(又は充足するにつれて)収益を認識する

当社は、主に自動車部品の製造販売を行っており、このような製品販売については、製品の引渡時点又は船積み時点において当該製品に対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点又は船積み時点をもって顧客との契約において約束された対価に、値引及び割引を考慮した金額で収益を認識しております。自動車部品に関連するサービスの提供によるロイヤリティについては、算定基礎となる売上が発生した時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財政状態計算書におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日、以下「時価算定会計基準適用指針」)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

この基準の適用による、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の減損

当社は、有形固定資産及び無形固定資産が減損している可能性を示す兆候がある場合には減損損失の認識の判定を実施しております。

減損損失の認識の判定は、資産の帳簿価額と割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りを比較することにより実施し、減損損失を認識すべきと判定した場合には、回収可能価額が帳簿価額を下回る金額を減損損失として計上しております。

回収可能価額の算定にあたっては、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額で見積っております。このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、将来の不確実な経済状況の変動の結果によって実際の結果と異なる可能性があります。

なお、当事業年度において貸借対照表に計上されている有形固定資産20,845百万円及び無形固定資産108百万円のうち、量産事業に属する有形固定資産及び無形固定資産は16,474百万円計上しております。量産事業において減損の兆候があるものと判断し、減損損失の認識の判定を行いました。当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローがその帳簿価額を上回っていたため当事業年度において減損損失を認識しておりません。

割引前将来キャッシュ・フローは、5年間の事業計画及び事業計画が策定されている期間を超える期間について将来の不確実性を考慮した成長率を用いて算定した将来キャッシュ・フローに基づき算定しています。事業計画の算定に用いた主要な仮定は、車種ごとの自動車部品の販売見込数量及び販売単価・製造単価の見積りであり、また、事業計画が策定されている期間を超える期間における成長率も主要な仮定となります。

なお、主要な仮定である車種ごとの自動車部品の販売見込数量等の仮定は不確実性を伴うため、今後の経過によっては将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 退職給付

当社は、従業員及び退職者に対して確定給付型の退職給付制度を有しております。退職給付債務、勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定しております。数理計算上の仮定には、割引率、将来の給与支給、制度からの将来の脱退者、加入者の平均余命など、様々な要素の見積りをしております。このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、将来の不確実な経済状況の変動の結果や関連法令の改正・公布によって実際の結果と異なる可能性があります。

なお、当事業年度において貸借対照表に計上されている長期前払費用1,452百万円のうち、退職給付に係る資産を994百万円計上しております。

(3) 繰延税金資産

繰延税金資産は、将来減算一時差異等を使用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、事業計画に基づき課税所得の発生時期及び金額を見積っております。このような見積りは経営者による最善の見積りにより行っておりますが、将来の不確実な経済状況の変動等の結果によって実際の結果と異なる可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 49,055百万円

(2) 偶発債務

以下の関係会社の金融機関からの借入れに対し債務保証を行っております。

ケー・ティ・エイチ・パーツインダストリーズ・
インコーポレーテッド 14,682百万円

ピー・ティ・エイチワン・コウギ・プリマ・オート・
テクノロジーズ・インドネシア 694百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 8,936百万円

② 短期金銭債務 3,664百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高 37,348百万円

② 仕入高 11,504百万円

③ 受取配当金及び受取保証料 1,317百万円

④ 販売費及び一般管理費 171百万円

(2) 研究開発費の総額 2,557百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普 通 株 式	279千株	199千株	△15千株	463千株

(注) 1. 増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

株式給付信託(BBT)制度による当社株式の取得による増加 199千株
 単元未満株式の買取りによる増加 0千株

2. 減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

株式給付信託(BBT)制度による当社株式の給付による減少 △15千株

3. 当事業年度末の自己株式数には、株式給付信託(BBT)制度に関する株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式462千株が含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	265百万円
未払事業税	15百万円
繰越欠損金	505百万円
役員株式給付引当金等	86百万円
合併受入資産評価差額	28百万円
少額減価償却資産償却超過額	14百万円
棚卸資産評価損	256百万円
貸倒引当金等	4百万円
投資有価証券評価損	570百万円
固定資産減損損失	92百万円
子会社株式減損損失	2,526百万円
その他	84百万円
繰延税金資産小計	4,450百万円
評価性引当額	△3,404百万円
繰延税金資産合計	1,045百万円

(繰延税金負債)

前払年金資産	△300百万円
その他有価証券評価差額金	△407百万円
合併受入資産評価差額	△519百万円
繰延税金負債合計	△1,227百万円
繰延税金負債の純額	△182百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。
- (2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引額(百万円)	科目	期末高(百万円)
子会社	ケー・ティ・エイチ・パーツインダストリーズ・インコーポレーテッド	アメリカオハイオ州	千米ドル 114,449	自動車部品の製造及び販売	所有 60.66	債務保証 先任の兼任 1名	保証料	14,682	-	-
							料金の受入	13	-	-
子会社	エイチワン・インディア・プライベート・リミテッド	インドウッタルプラディッシュ州	千印ルピー 2,569,128	自動車部品の製造及び販売	所有 98.06	債務保証 先任の兼任 1名	保証料	-	-	-
							料金の受入	0	-	-
子会社	ピー・ティ・エイチワン・コウギ・プリマ・オート・テクノロジーズ・インドネシア	インドネシアカラワン県	百万インドネシアルピア 1,004,211	自動車部品の製造及び販売	所有 87.63	債務保証 先任の兼任 1名	保証料	694	-	-
							料金の受入	1	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

保証債務は銀行借入れに対して行っております。

- (3) 同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等
該当事項はありません。
- (4) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益認識」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,209円54銭
- (2) 1株当たり当期純損失 △329円95銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いた当事業年度末の普通株式及び1株当たり当期純損失の算定に用いた普通株式の期中平均株式数については、株式給付信託(BBT)制度に関する株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式(当事業年度末462千株、期中平均株式数334千株)を控除しております。

11. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年6月27日

株式会社エイチワン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 向出 勇治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山中 彰子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エイチワンの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社エイチワン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年6月27日

株式会社エイチワン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 向出 勇治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山中 彰子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エイチワンの2022年4月1日から2023年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、当該事業年度において米国連結子会社で発生いたしました決算関連手続の遅れ並びに会計処理の修正につきましては、再発防止策が策定され順次着手されております。監査役会は、引き続きその実施状況を注視、検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年6月27日

株式会社エイチワン 監査役会

常勤監査役 山下和雄 ㊟

社外監査役 河合宏幸 ㊟

社外監査役 村上大樹 ㊟

以上